

# 2025年度つくば市予算編成に対する要望・政策提案

## 地方自治の推進

### 1. 市民参加の推進

市民参加については、市政情報提供の進捗と共に、市民の認識も徐々に高まっている。市民の直接的な参加として、各種審議会等の公募制度の活用があるが、一昨年、市民が情報を獲得し、熟議を通して政策提案まで行う気候市民会議が開催された。この政策の進捗を注視しなければならないが、市民が市政へ関心を持ち参加できるこのような機会や制度づくりを進めて頂くとともに以下を要望する。

#### 1) 市民参加推進に関する指針の条例化

条例化については、市の運営体制に変化があったとしても、変わらず市民参加が維持継続できるよう策定を進める。

#### 2) 指針の自己評価として、職員アンケートを実施する。

市民参加は、庁内横断的な取り組みや職員の意識化が必須である。現状認識のために“市民参加について”職員一人ひとりにアンケートを実施する。

### 2. 審議会等の運営

#### 1) 委員の公募に関して、市民委員の選考方法の見直しを行う。

市民委員の募集及び登録要綱の第4条(委員等の募集)4には「選考方法は、応募書類若しくは小論文の審査又は面接とする」とあるが、市民感覚を活かした委員として参加して欲しいことから、選考方法について下記の内容で行う。

- ・小論文は止め、応募動機の記述とする。
- ・面接を止める。

#### 2) 議員、事業者、団体などが参加するいわゆる「充て職」の委員が、継続して委員となっている場合や複数の委員を兼任している場合が散見される。

- ①公募委員以外も公募同様に、再任は1回まで併任は2つまでとする。
- ②参加は団体の会長などに限定せず、適任者を推薦するよう強く求める。

#### 3) 審議の充実

- ①熟議のために開催回数を増やす。
- ②少人数のグループワークを行う。
- ③新たな市民委員には、事前に今までの内容の共有をはかる。

## 2. 選挙投票率向上の取組み

- 1) 事前申し込みを必要としない地域を巡回する期日前移動投票所(バス・ワゴン車)を開設し、期日前投票所を増設する。
- 2) 期日前投票用タクシー助成券発行を継続する。
- 3) バリアフリー対応ではない投票所には車椅子を置く。また、投票台に消しゴムを置く。
- 4) 障害者への配慮
  - ・入場券発送時、音声案内コード(ユニボイス)を使用する。
  - ・コミュニケーションボードは当事者の意見を聞いて作成し、分かりやすい位置に置く。

## 3. 公共施設の利用

ふれあいプラザ、みどりのプール会議室について、空き状況をWeb上で確認できるなど使いやすいシステムを構築する。

# 安全・安心で暮らしやすいまちづくり

まちづくりは市民の安心安全を確保しつつ、利便性はもとより、つくば市の魅力でもある緑豊かな市街地環境の維持、専門家も交えた調査研究など、地の利を生かしたまちづくりを進めて頂きたい。

また、利用者である住民への情報発信・共有につとめ、住民意見の反映はじめ、合意形成に努めて頂くことを基盤とし、以下を要望する。

### 1. 公共交通

- 1) つくバスのルートや時刻表見直しにあたり、各エリアの要望を調査する。
- 2) つくタクの料金見直しに当たり、別途要望書を提出したとおり、公共交通活性化協議会にアンケート結果を正確に示し、料金見直しについて再度議論して頂きたい。  
見直しの時期も、令和7年4月から予定されているAI配車システムが稼働し、利用のしやすさ、サービス向上が認知された後、利用者アンケートを踏まえ、改定はその後、という段階を踏んで頂きたい。
- 3) 公共交通活性化協議会に市民委員として区長が入っているが、利用者意見の反映を考え、市民委員の公募をする。

4) 現在つくタクは、総合交通政策としての位置づけだが、利用者の9割が高齢者と障害者である現状から、福祉政策の意味も比重が大きくなっている。今後の高齢化も考慮し、根本から政策の検討を行う。

## 2. 住民意見が反映されるまちづくり

1) つくばセンターに新設された市民センターの利用について、利用者意見を集め、より使いやすい改善に努める。

2) 中心市街地のまちづくりのために市が主体性を持ち、市とつくばまちなかデザイン株式会社が連携し、まちづくりを進めるよう要望する。地域住民への報告会や意見交換会を行い、市民意見が反映しやすい環境を整える。

3) 吾妻2丁目国家公務員宿舎跡地の再整備について  
70棟の開発についてはスーパーシティの指定もあり、国主導で進められている。進捗についての市民周知はもちろん、市民意見を取り入れて進める。

4) 洞峰公園の管理について、運営協議会を中心に、広く利用者や住民を交え、今後の望ましい在り方を検討する。

## 環境に配慮した住みやすいまちづくり

### 1. 原子力災害や放射能汚染の心配のない、再生可能エネルギー中心のまちづくり

東海第二原発は当初2024年9月に安全対策工事が終了する予定であったが、防潮堤工事に不備が見つかり終了時期が2年3か月延長された。あくまでも再稼働を目指して準備中であることに変わりはない。しかし、施設は、営業運転から46年が経過し、老朽化や耐震性能の低さ、地盤の軟弱さ、事故や故障などのトラブル件数の多さなど数多くの問題があり、再稼働は不可能である。

福島第一原発事故を教訓とし、つくば市として、東海第二原発の再稼働を断念し、再生可能エネルギー活用へ政策転換するよう、国や県に要望する。

### 2. 「つくば市ゼロカーボンシティ宣言」都市の実現に向けた取り組みを進める

1) 宣言を推進するために策定した「地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」の確実な実施と進捗の見える化を行う。

- ①公共施設のゼロカーボン化に向けた再生可能エネルギー設備導入調査の結果を受け、導入可能な全施設に最大限の太陽光発電設備を設置する。
- ②既存の公共施設は、全て省エネ診断を行い、必要な対策を行う。
- ③公用車のEV化の確実な実行。

## 2) 「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を推進する取り組みを行う。

- ①「つくば市ゼロカーボンシティ宣言」の市民への周知と、そのための具体的な提案を行う。
  - ・家庭や地域の事業者へ省エネ対策、省エネ診断、再エネ対策情報を提供し啓発活動を行う。
  - ・国・県・市が取り組む補助制度を分かりやすく市民に知らせ、相談を受ける。
  - ・省エネ対策工事を地元事業者が行えるよう配慮する。
- ②「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の見直しの際、温室効果ガス削減の目標は、現在の2030年26%削減を50%削減とする計画を立てる。

## 3) 気候市民会議つくば2023のロードマップについて、各施策の温室効果ガス削減量とコスト（費用対効果）を示し、費用対効果の高い施策から優先順位を付けて実施する。

### 3. ごみ減量に向けて

つくば市一般廃棄物処理基本計画R6年改訂版では、ここ数年の施策や課題については十分に検討されていると考えます。また、ごみ減量に向けても前回の基本計画の目標値を上回る計画で、これに向けて施策を着実に進めて頂きたい。

その中でも、下記の点については、特に取り組んでいただきたく、提案します。

#### 1) 持続可能なごみ処理

- ①クリーンセンターやリサイクルセンターの適正な維持管理のため、計画を立てる。
- ②2023年に実施した最終処分方法検討支援業務委託では、最終処分のあり方について報告されている。この報告をもとに最終処分のあり方について検討する。

#### 2) 分別の徹底・推進。

- ①2024年の燃やせるごみを対象とした組成分析調査では、事業系ごみで資源可能なもの、入れてはいけないものの混入率は約37%もある。そのうち、30.75%は資源可能な紙となっている。ごみ減量のため、分別徹底のための施策を積極的に取り組む。  
特に、紙類等の資源化の促進について、事業所から排出される紙類等資源ごみの回収システムについて早急に取り組む。
- ②市民がスーパーの店頭回収等に出した資源ごみの直接資源化量を把握し、ごみ減量化の取り組みの評価の数値に入れる。

### 3) バイオマス資源の利活用

ゼロカーボンシティ宣言をしたつくば市としてもバイオマス資源（生ごみ、剪定枝、落ち葉、刈り草、刈り芝など）を焼却するのではなく、資源としての再利用、リサイクルを検討する。

①木くず類(剪定枝や板など)の分別回収を具体的に検討する。

焼却灰が発生するので、バイオマス燃料以外の方法を検討する。

②生ごみを燃やさない政策を検討する。

③生ごみの自家処理(ダンボールコンポストなど)の推進・講習会の開催とアンケートの実施。

ダンボールコンポスト無償配布も4年を経過し、今後は、ダンボールコンポスト配布者をモニターと位置付け、報告の提出、一部有料化も検討する。アンケート結果をもとに次の施策を考える。ダンボールコンポスト相談窓口の設置、堆肥の組成成分の調査、市の花壇やグリーンカーテンの花壇、洞峰公園への堆肥利用なども検討する。

④ダンボールコンポストの効果をもっとアピールする。生ごみを減らすことでのCO2削減効果、堆肥ができること、ごみ袋が軽くなりごみ出しが楽になり、回数もへる、ことなど。

### 4) 小型家電回収の品目見直しと回収場所

現在、つくば市では小型家電のうち10品目を回収しているが、回収品目数や回収場所を増やす。

## 5. 有害化学物質の削減について

1) 香害、化学物質過敏症の啓発チラシは小中学校、公立幼稚園、公立保育所では毎年全学年に配布する。1年生だけへの配布では、周知が徹底されにくいので、毎年配布する。民間幼稚園や保育園、こども園等についても、毎年掲示用のチラシを配布する。その他、公共施設でのチラシ配布やポスター掲示を拡充する。

2) 市で啓発のための学習会を開催する。

## 安全・安心な食

### 1. 農業政策の充実

1) 化学農薬や化学肥料の低減、CO2ゼロエミッション化等の推進に必要な機械、施設の整備等の交付金申請について、就農者へ周知するとともに、事務的手続サービスの充実をはかる。

### 2) 有機農業の推進について

①学校給食等の有機農産物利用にとどまらず、有機農業推進の視点で話し合いの場を設け、生産から消費まで一貫した取り組みや、農業者だけでなく事業者や地域内外の住民を巻きこんで推進する体制づくりを進める。

- ②有機農業への転換推進のため、国へ増額要求をするとともに、自治体での補填を検討する。
- ③生産、流通、消費の各分野における有機農業推進の連携を構築し、オーガニックビレッジ宣言を行う。

3) 大規模ソーラーシェアリングについては、ガイドラインに留まらず、悪質なソーラーシェアリングを抑制するためにも、条例化する。

## 福祉の充実

### 1. 高齢者福祉

#### 1) 移動支援について

つくたくは公共交通という位置付けではあるが、利用者の9割が高齢者・障害者である事実を鑑み、料金値上げには慎重を期するべきである。値上げは令和7年度に予定されている新システムの導入結果が出るまで、少なくとも1年遅らせるのが妥当と考える。

2) 地域づくりの核となる人々が互いに面識を得ること、情報を共有することは地域づくりに欠かせない。また、地域ごとに事情は様々なので、地域づくりの一環として、交流センターごとに『地域福祉推進委員会(仮称)』を設けることを提案する。高齢者だけでなく、こども、障害者、生活困窮者等すべての地域住民のニーズを対象とする。委員は例えば、交流センター長、社協、包括支援センター、民生委員・児童委員、小・中学校教員、自治会、子供会、老人会、地域の活動団体等。

3) 地域づくり・地域の担い手づくりのため、地域支援課・市民協働課・地域包括支援課が連携して、交流センター講座を企画する。

### 2. 障害児・障害者福祉

#### 1) 医療的ケアが必要な人のショートステイ事業への支援

長年要望してきた医療的ケア児のショートステイ事業が、つくば市在住の保護者らによって隣の牛久市内で開始された。この事業はつくば市民を含め多くの在宅障害児家庭の暮らしを支える役割を担っており、本来ならば公が実施すべきところだが実現に至らず、当事者家族有志で一般社団法人を立ち上げて施設を建設、事業が開始された。医療的ケア児が在宅で生活している家庭にとって、ショートステイのニーズは非常に多く、現在施設の拡大が検討されている。つくば市民を含めた当事者ニーズに応え、持続的な事業運営となるよう、関係機関と連携して、社会福祉法人化の後押しなど、必要な支援をつくば市として行っていただきたい。

#### 2) 障害者日常生活用具支給事業の拡大について

「つくば市日常生活用具給付事業実施要綱」を定期的に見直し、加除する。とりわけ情報支援機器についてはいまだにFAXになっているが、先進自治体ではiPad等汎用性のある機器が補助対象になっている。

3) 児童発達支援センターの設置について

児童発達支援センターの計画・設計にあたり、療育部門に土曜通所を設定する。

4) 障害者就労支援

福祉の店「融点」の運営について。障害者の社会参加の場として持続可能な場になるように、事業者側のニーズを聞き取り、つくば市も積極的に運営に参加することを提案する。

5) 災害時の避難行動要支援者、要配慮者への配慮

まず、障害種別の当事者避難訓練を実施する。その後どこに困難があるかを検証し、避難計画に落とし込む。

6) 情報コミュニケーション条例の制定に向けて

多様な対象者が自分ごとになるように意見募集（パブリックコメント含む）の方法を工夫し、周知に努める。

7) 訪問介護・看護時の車両駐車の問題

訪問診療等（訪問看護、訪問介護）は「訪問診療等の許可申請制度」があり、車両ごとに申請すれば許可証が出るが、このことが事業所にも認知されていない。受給者と近隣住民のトラブルを避ける意味でも事業所に確実に申請することをつくば市として促す。

8) 放課後等デイサービス等と日中一時預かりサービスの併用方法について

他サービスと日中一時預かりサービス等の生活支援サービス事業を並行して受給する場合、近隣の自治体に比べ、時間算定の方法がつくば市は厳しいとの指摘がある。

つくば市障害者日中一時預かりサービス助成金支給要綱（備考）では  
1回の障害者日中一時預かりサービスの利用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間とする。と定義されているのに対し、例えば

土浦市地域生活支援事業に関する基準要項別表第2では、利用時間に関して

「利用時間が60分を超えない場合は60分として算定し、60分を超えて利用する場合は60分ごとに所要経費を加算する。この場合において、60分を超えて利用する場合であって、60分未満の端数があるときは、40分以上の利用をもって60分として算定する。」

と設定されている。このような利用者の負担を実質的な利用時間に即した計算方法を採用することを提案する。

9) 賃貸住宅を改修、建築する際にバリアフリーを取り入れた場合の補助金制度を創設する。

# こどもがすこやかに育つ環境づくり

## 1. こどもの自由な遊び、時間を取り戻す取り組みを進める

### 1) 放課後の子どもの居場所の拡充

- ① 保護者の就労要件を必要としない放課後の居場所を特に小学生年齢の児童に保証する。  
現在の児童館（一般利用）、放課後交流ひろば、放課後子供教室に加え、次年度からアフタースクールモデル事業も始まるが、つくば市全体としてどのようなコンセプトでどうしていくのか、そのためにこの数年でどういう段階を経ていくのかのビジョンとロードマップを明確にし、市民に示す。
- ② 学校施設を利用する事業プランでは秀峰筑波の交流ひろばをモデルとし、利用料金を無料とすることを検討する。

## 2. 不登校支援対策のさらなる充実

不登校児童生徒数を見るとつくば市ではR5年度末で若干減少しており、つくば市の各種取り組みの効果が出ているのではないかと期待するところである。民間団体「不登校・多様な学びネットワーク茨城」主催のイベントでは多数の参加が見られ、市外保護者の関心も高いことが伺えた。

- 1) 保護者同士が情報共有できる場づくりを市が率先して行う。
- 2) 現在行われている事業者・利用者補助事業の継続を求める。

## 3. 外国につながる児童生徒への支援

### 1) 外国につながる児童生徒の転入時に、確実に学校につなげる、また相談先を伝える。

すべての外国につながる児童生徒が通るのがつくば市への転入手続きである。その際、学期であれば確実に学務課に繋ぎ、それ以下の年齢であれば幼児保育課に繋ぐ。また、困った時の相談先として国際都市推進課の相談窓口、相談の手段を丁寧に伝える。以上のことを市民窓口課の職務分掌に追加する。

### 2) 日本の学校文化、基本的な日本語を学習できるプレスクール（転入時点で小中学生年齢の子どもが対象）を実施する。

### 3) 現在国際交流センターで実施しているこども日本語クラスの拡充。現在日本語支援が必要な子どものうち、同クラスに通えている子どもは1/10。同クラスは単に日本語を教えるだけでなく、子どもたちの貴重な居場所になっている。支援員の待遇改善、事業拡大を市として実施していく。

### 4) 教員が「学習日本語」の習得の困難さを研修等で認識するとともに、「やさしい日本語」で学習言語の支援を行う支援員を養成、募集する。



#### 4. 保育・幼児教育環境の充実

公立幼稚園での3年保育の拡充、保育時間の延長を実施する。

実際に3年保育が園児増加をもたらし、保護者からの評判もよく、要望も以前からあることは一般質問等でも指摘しているとおりである。

こども部と教育局が連携し、有識者（子ども子育て会議メンバー等）の意見も聞きながら、今後の公立幼稚園の在り方を早急に検討すべき。

#### 5. 教育大綱の周知と実践内容の周知

教育大綱の理念を実践に移すために、まず現場の教員同士の情報共有や事例検討など話し合う場が必要である。また、保護者や地域住民への周知や対話も必要であるので、そのような場を設定する。

#### 6. 小中学校の学校図書館の充実

学校司書の勤務として契約が年度末までになったことで離任式等への出席が可能になったことを評価するが、実際の勤務日数としてはまだまだ不足している。基本的に「子どものいる時間は司書がいて開館している」学校図書館を目指す。

##### 1) 放課後の居場所としての学校図書館の活用。

司書が放課後までいるのが難しければ司書教諭が学校図書館でその時間は仕事する、などの工夫で子どもが放課後までいられるようにする。まずは中学校から始める。

##### 2) 学校司書が長期休み等に蔵書点検を行ったり、長期休みの前後に図書館の整理、新学期の準備、引き継ぎ等ができるような契約とする。

##### 3) 周辺自治体で行なっている定期的な研修を業務時間内で実施できるような契約とし、実施する。実施にあたっては、現在は自主的に実施している司書会等との連携をしっかりと行い、市の事業として行う。

#### 7. よりよい学校給食をめざす

茎崎第二小での自校式給食と給食レストラン計画が作られた。つくば市としては初の取り組みで、学校給食においての質の向上や食育が進み、子ども達が生き生きと育つだけでなく、地域活性化にも寄与することが期待される。

##### 1) 自校式給食及び給食レストランを市内の各所へ展開するよう検討の開始

##### 2) 国内、県内でもようやくオーガニック給食への関心が高まって来ている。こどもだけでなく成人の身体への影響、健康維持、または環境を破壊しない農業をすすめていく上でオーガニック給食の役割は大きい。農業政策課が健康教育課と連携し、今後、5～10か年程度の有機米や有機農産物導入についての計画策定が必要。

- 3) 農産物の冷蔵・冷凍施設や、食材加工施設、炊飯施設を既存の給食センターにも設置し、学校給食での地産地消を推進する。

## 人権を守るためのとりくみ

### 1. 人権を守ることにに関して、よりいっそうの取組みをすすめる

男女共同参画とともにLGBTQ・ダイバーシティに関しても取り組む担当課が新設されたことを評価する。

人権に係る課題解決は、依然、関係各課がそれぞれの取組みをすすめている状況であるが、人権を守ることに関するつくば市としての方針や計画を明確に持つ。

### 2. 「つくば市配偶者暴力相談支援センター」を設置する

「つくば市配偶者暴力相談支援センター」は、被害者証明が発行出来るなどDV被害へ素早い対応が出来るので、設置を進める。設置の際は、専門職である女性相談支援員を配置し、広く市民へ相談支援を行っていることを周知するためにも「つくば市配偶者暴力相談支援センター」の表記を市庁舎玄関に行う。

### 3. 同性カップル、事実婚カップルの暮らしやすさを支援する

- 1) 「つくば市パートナーシップ・ファミリーシップ制度」を新設する。

茨城県において同性パートナーシップ制度が実施されており、つくば市民も利用出来るが、同性カップルが家族として子育て、看病、介護等しながら暮らしていくうえでの必要から、更に一歩進んで、つくば市パートナーシップ・ファミリーシップ制度を新設する。事実婚カップルも利用出来るようにする。

- 2) 住民票表記において、同性カップルも事実婚カップルと同様な取り扱いが出来るようにする。

### 4. LGBTQを含め、積極的に人権を守る対応を全ての職員・教職員が行えるようにする

- 1) 全ての職員・教職員がLGBTQ研修を受講できるよう、取組みをすすめる。

- 2) 「LGBTQに関する市職員ハンドブック」の作成にあたっては、学校での取組みも含めて、部署横断的に取り組む。

- 3) 教職員については、研修とともに、今後は学校の授業の中で扱うことを視野に入れ、取組みをすすめる。

## 5. 子どもの権利について

「つくば市子どもの権利条例」制定に向けて、調査を進める。

## 6. 生活困窮者への支援

1)生活困窮相談に際し、緊急小口資金の運用は社会福祉協議会が行っているが、大穂庁舎以外では申請から最短でも1日かかる状況である。即日貸し付けの必要な場合があるため、<古河市緊急援護資金貸付事業>のように、市としての即日貸し付けの制度を検討する。

2)生活困窮者には軽度の知的・発達・精神障害の人たち(ボーダー層)も多く、支援が長期間にわたるケースも少なくない。家計支援や障害者就業・生活支援センターなど長期的な相談支援につながるよう取り組みを進める。

3)公共施設利用によるみんなの食堂などの生活困窮者支援活動については、施設の優先利用を進める。みんなの食堂を実施する場合に、空家等を活用できる補助金等を設ける。

## 7. 庁内における非正規雇用の見直し及び処遇改善を進める

恒常的また専門的な職務が必要な部署(保健師、ソーシャルワーカー、保育士、図書館司書、学校司書、スクールソーシャルワーカーなど)については、正規雇用への転換を順次進める。